

協定書についての解説

(丸ゴシック体は厚生労働省が作成した解説及びQ&Aの抜粋)

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【訪問看護事業所の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（本協定における事前の想定等）

- 第1条 本協定に基づき対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（以下、「新型インフルエンザ等感染症等」という。）を基本とする。
- 2 本協定で規定する医療措置等は、新型コロナウイルス感染症相当の感染症を想定したものであるとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。
- 4 甲は、第7条の規定に基づく情報を含め、乙への必要な情報等の速やかな提供に努めるものとする。

（目的）

第2条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第3条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	・訪問看護が可能（高齢者施設等への対応を含む） 既存の利用者以外も対応可 又は 既存の利用者のみ対応可 ・健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応を含む） 既存の利用者以外も対応可 又は 既存の利用者のみ対応可

○訪問看護事業所において医療の提供は「訪問看護」が相当するので、健康観察のみ対応可能な訪問看護事業所は、協定締結の対象ではない。

(个人防护具の備蓄)

第5条 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、次のとおり、个人防护具を備蓄するものとする。

(乙における2ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚

○協定で定める備蓄量（物資別の具体的数量）は、これまでの新型コロナ対応での平均的な使用量で設定する。特定の感染の波における使用量での2ヵ月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量で2ヵ月分を設定する。

○个人防护具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型（ローリングストック）での備蓄を推奨する。

(措置に要する費用の負担)

第6条 第4条に基づく措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第7条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第3条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第4条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第9条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第4条及び第5条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

○「正当な理由」については、感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要であるが、例えば、

(1)事業所内の感染拡大等により、事業所内の人員が縮小している場合

(2)ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、利用者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合

(3)感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合 等、

協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する。

ここで示している内容の他、都道府県や事業所からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平とならないよう、できる限り具体的に示していくこととする。

○その上で、実際に都道府県が感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施し得る他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものと考えられる

○なお、都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、事業所等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、都道府県医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合は事後に）、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保すること。

(協定の実施状況等の報告)

第10条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該事業所の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。

- (1) 平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結事業所の運営の状況等を、
 - (2) 感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を、それぞれ報告いただくことを予定している。
- 報告の内容等の詳細は、別途、お示しするものとする。

(平時における準備)

第11条 乙は、第4条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の事業所において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の事業所における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事名

乙 事業所名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：（締結時振り出しなければ空欄）

住所：

（管理者の）氏名：

○感染症法施行規則第19条の3第1項の規定により、協定の締結は、書面（電磁的記録※を含む。）により行うものとしており、協定における「記名」は、直筆である必要なく、電磁的な方法による取り交わしでよいものとする。

○感染症法第 36 条の3第5項の規定により、都道府県知事は、協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされており、新型コロナウイルス対応も参考に、協定の締結状況・履行状況等について、公表する仕組みを構築されたい。具体的には、平時から、都道府県のホームページに協定を締結した事業所名・締結した協定の内容（措置の事項（締結した協定のメニュー）をイメージ）を一覧の形で公表されることを想定している。

○知事や事業所の管理者が替わった場合でも、権利義務は承継され、協定の再締結は不要。